

届出事業者の皆様へ

平成 20 年 12 月 19 日
ハウスプラス住宅保証株式会社

建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する住宅及び建築確認を必要としない住宅の
ハウスプラスすまい保険申込に必要な設計図書について

拝啓 平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

題記につきまして、国土交通省より住宅瑕疵担保責任保険申込に必要な設計図書および図面記入例が示されているところでございますが（*）当社においても 12 月 17 日に国土交通省の認可を受け、同様の取扱いといたしましたのでお申込の際には十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

保険申込に必要な設計図書

建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する住宅及び建築確認を必要としない住宅	左記以外の住宅
付近見取図 配置図 平面図 立面図又はこれに代わる図面等 基礎の状況に関する次のいずれかの資料 (a) 基礎伏図及び矩計図（断面図でも可） (b) 基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料（平面図及び立面図等へ記載したもので可） 2 階の状況に関する次のいずれかの資料 (a) 2 階床伏図 (b) 2 階の床の火打ち梁の位置がわかる資料（平面図へ記載したもので可） 防水措置の状況に関する次のいずれかの資料 (a) 矩計図又は断面図 (b) 外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料（平面図及び立面図等へ記載したもので可）	付近見取図 配置図 平面図 立面図 基礎伏図 構造図 面積表 仕様書 その他当社が必要と認める書類（断面図および矩計図）

詳しくは別紙「ハウスプラスすまい保険の申込に必要な設計図書の変更にかかるご留意事項」をご参照下さい。なお、地盤調査報告書および地盤改良報告書（改良がある場合）は、設計図書ではありませんので従前通りご提出をお願いいたします。

（*）国土交通省ホームページ「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」コーナーをご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

以上

ハウスプラスすまい保険の申込に必要な設計図書の変更にかかるご留意事項

1. 変更の対象となる住宅について

設計図書に大きな変更のあった住宅は「建築基準法第6条第1項第4号に規定する住宅及び建築確認を必要としない住宅」ですが、具体的には以下の表の網掛け部に規定する住宅となります。

建築確認	適用区域	基準法条文	用途・構造	規模
必要	全国	第6条第1項第1号	特殊建築物 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	その用途の床面積 > 100 m ²
			病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	
			学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	
			百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	
			倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの	
			自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	
必要	全国	第6条第1項第2号	木造	階数 3 または高さ > 13m または軒高 > 9m または延面積 > 500 m ²
		第6条第1項第3号	木造以外	階数 2 または延面積 > 200 m ²
		第6条第1項第4号	から 以外の建築物	・木造の場合 階数 2 高さ 13m 軒高 9m 延面積 500 m ² ・木造以外の場合 階数 1 延面積 200 m ²
不要	都市計画区域、準都市計画区域、知事指定区域のいずれにも該当しない区域	第3条	から 以外の建築物	規模に関係なし

2. 設計図書の変更点

従来必要とされた設計図書との違いは以下のとおりです。

(1) 建築基準法第6条第1項第4号に規定する住宅及び建築確認を必要としない住宅

変更前	変更後	変更点
付近見取図	付近見取図	変更なし
配置図	配置図	
平面図	平面図	
立面図	立面図又はこれに代わる図面等	
矩計図 断面図 基礎伏図	基礎の状況に関する次のいずれかの資料 (a) 基礎伏図及び矩計図(断面図でも可) (b) 基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料(平面図及び立面図等へ記載したもので可)	基礎伏図および矩計図もしくは断面図または平面図への追記でも可としました。記載例を参考にしてください。
構造図 壁量計算書、1/4 計算書およびN値計 算書	2階の状況に関する次のいずれかの資料 (a) 2階床伏図 (b) 2階の床の火打ち梁の位置がわかる資料(平面図へ記載したもので可)	構造図、壁量計算書、1/4 計算書およびN値計算書を廃し、2階の床伏図もしくは平面図への火打ち梁位置の追記で可としました。記載例を参考にしてください。
面積表	保険料算定に必要な延べ床面積がわかるもの(平面図等へ記載したもので可)	延べ床面積を申込書に記入(共同住宅の場合は住戸専有面積等も記入)してください。
仕様書	防水措置の状況に関する次のいずれかの資料 (a) 矩計図又は断面図 (b) 外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料(平面図及び立面図等へ記載したもので可)	屋根・壁の仕上げ材などの仕様書に代えて、防水仕様の図面への追記で可としました。記載例を参考にしてください。

(2) 上記(1)以外の住宅(構造計算を必要とする住宅)

変更前	変更後	変更点
付近見取図	付近見取図	変更なし
配置図	配置図	
平面図	平面図	
立面図	立面図又はこれに代わる図面等	
面積表	面積表	
仕様書	仕様書	
構造図一式写し (各階) 構造計算書	構造図一式写し(各階)	構造計算書を廃し、各階の構造図の一式写しで可としました。
その他当社が必要と認める書類(断面図および矩計図)	その他当社が必要と認める書類(断面図および矩計図)	変更なし

3. 申込書等の記載事項追加について

今回の設計図書の変更にあたり、ハウスプラスすまい保険の申込書、必要書類チェックリスト、設計内容確認シートにおいて、申込をされる住宅が「基準法第6条第1項第1号ないし第3号に規定する住宅」もしくは「第4号および建築確認の不要な住宅」のいずれに該当するか記載していただく事項が追加となりました。

詳しくは当社ホームページのハウスプラスすまい保険の申込書等をご確認下さい。

2階平面図記載例



